

# 通所介護 重要事項説明書

ふりかな

様

---

社会福祉法人 よい子の広場福祉会  
老人デイサービスセンター 書写ひまわりホーム

住 所 兵庫県姫路市書写634番地198

電 話 079-267-8503

# 重要事項説明書

## 通所介護

### 「書写ひまわりホーム」

当施設は介護保険の指定を受けています  
(姫路市指定 2874003391 号 )

#### 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 よい子の広場福祉会
- (2) 法人所在地 兵庫県姫路市書写 634 番地 198
- (3) 電話及びFAX番号 TEL 079 - 267 - 8501  
FAX 079 - 267 - 8502
- (4) 代表者氏名 理事長 田靡 仁志
- (5) 法人認可年月日 昭和 45 (1970) 年 2 月 18 日

#### (6) 法人が経営する他の福祉事業所

幼保連携型認定こども園 峰相ひまわり保育園 100 人+30 人

幼保連携型認定こども園 姫路ひまわり保育園 150 人+20 人

幼保連携型認定こども園 姫路ひまわり保育園 分園 30 人

幼保連携型認定こども園 荒川ひまわり保育園 130 人

幼保連携型認定こども園 荒川ひまわり保育園 手柄分園 40 人

障害福祉サービス多機能型事業所 書写ひまわりホーム

(就労継続支援B型) 35 人/日 (生活介護) 25 人/日 (就労定着支援)

障害児通所支援 書写ひまわりホーム (児童発達支援・放課後等デイサービス) 10 人/日

多機能型事業所手柄ひまわりホーム (生活介護) 15 人/日 (放課後等デイサービス) 10 人/日

看護小規模多機能型居宅介護事業所 書写ひまわりホーム・夢前ひまわりホーム

居宅介護支援事業所 書写ひまわりホーム ・ ケアプラン 書写台ひまわり

サービス付き高齢者向け住宅 書写台カーサひまわり

## 2. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 4階建て
- (2) 建物の延べ床面積 4,462.98平方メートル
- (3) 定員 55人/日
- (4) 施設の周辺環境

姫路市西部に位置する。霊峰書写山のふもとの恵まれた自然環境の中、近隣には医療・教育・福祉施設が数多くあり、生活環境に優れた場所である。

JR、市営バス、神姫バスと交通機関も充実しており、山陽自動車道、中国自動車道にもアクセスがスムーズである。

## 3. 事業所の説明

### (1) 施設の種類

通所介護 (デイサービスを指します)

(当事業所は特別養護老人ホーム「書写ひまわりホーム」に併設しています)

### (2) 施設の目的

社会福祉法、介護保険法に従い、契約者(利用者)がその有する能力に応じ、可能な限り自立に近い生活を営むことができるように支援することを目的としています。

### (3) 施設の所在地

姫路市書写634番地198

神姫バス	田井経由 白鳥台行 上手野経由 書写西住宅行	田井橋バス停 徒歩10分
	横関経由	御立南口バス停 徒歩10分
自動車	姫路バイパス 姫路西インターより10分	

(4) 電話及びFAX番号

Tel 079 - 267 - 8503 Fax 079 - 267 - 8502

(5) 施設長（管理者）氏名 船津 百合子

(6) 当施設の運営方針

《デイサービス事業》

- ・ 在宅の要介護者が事業所を利用することにより社会的孤独感の解消、心身機能の維持向上、更に自立的生活の助長等の援助を行うと共に、家族の身体的・精神的な負担の軽減を図るよう努める。
- ・ 事業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立に近い生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事の介護等日常生活上必要な支援を行う。
- ・ 事業者は、地域と家族の結びつきを重視し、保険者、居宅介護事業者、居宅サービス事業者、その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(7) 開設（サービス開始）年月日

平成 17 年 5 月 1日

(8) 通常の実施地域 姫路市（書写・高丘・安室・大白書・林田・  
夢前・琴陵・広嶺・城乾・各中学校区）

(9) 営業日時及び提供時間

営業日時 月曜日から土曜日（1月1日・2日を除く）

8時30分 ～ 17時30分

提供時間 9時15分 ～ 17時15分

#### 4. 契約締結からサービス提供までの流れ

##### (1) 「居宅サービス計画（以下、ケアプラン）」がある場合

ケアプランを踏まえ、契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針について、通所介護計画（個別サービス計画）を定めます。

\* 居宅サービス計画（ケアプラン）：ケアマネジャーが作成する介護計画

\* 通所介護計画（個別サービス計画）：ケアプランに基づき事業者が作成する介護計画

#### 《契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです》

事業所の相談員に個別サービス計画の原案作成や、そのために必要な調査等の業務を担当させます。



その担当者は個別サービス計画の原案について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定します。



個別サービス計画は、ケアプランが変更された場合、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要がある場合には、契約者及びその家族等と話し合いをして、個別サービス計画を変更します。



個別サービス計画が変更された場合には、契約者に対し書面を交付し、その内容を確認していただきます。

## (2) 「ケアプラン」が作成されていない場合

### ① 要介護認定を受けている場合

- 居宅介護支援事業者の紹介等、必要な支援を行います。
- 個別サービス計画を作成し、それに基づき、契約者にサービスを提供します。



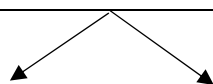
ケアプランの作成



- 作成されたケアプランに沿って個別サービス計画を変更し、それに基づき、契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、介護保険自己負担額をお支払いいただきます。

### ② 要介護認定を受けていない場合

- 要介護認定の申請に必要な支援を行います。
- 個別サービス計画を作成し、それに基づき契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスは、利用料金をいったん全額お支払いいただきます（償還払い）。



要介護と認定

- ケアプランを作成して頂きます。  
必要に応じて介護支援事業者の紹介等を行います。



ケアプランの作成

- 作成されたケアプランに沿って個別サービス計画を変更し、それに基づき、契約者にサービスを提供します。

自立又は要支援1・2と認定

- 契約は終了します。
- 既に実施されたサービスの利用料金は全額負担となります。
- 要支援の場合はその料金をお支払いください。

## 5. 職員の配置状況

当事業所では、契約者に対してデイサービスを提供する職員として、下記の職種を配置しています。 ※指定基準を満たすものとする

職 種	配 置 人 数	指 定 基 準
施 設 長	1	1 (兼任)
生 活 相 談 員	2	1
介 護 職 員	9	9
看 護 職 員	1 (専任)、1 (兼任)	1 (兼任)

### 【主な職員の勤務体制】

職 種	通 所 介 護
施 設 長	9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0
生 活 相 談 員	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0
介 護 職 員	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0
	9 : 3 0 ~ 1 8 : 3 0
看 護 職 員	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0

### 【職員配置の職種】

職 種	業 務 内 容
介 護 職 員	契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のために相談・援助等を行います。
生 活 相 談 員	契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行ないます。
看 護 職 員	主に契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介助等も行います。
機能訓練指導員	契約者の機能訓練を担当します (看護職員が兼任する場合があります)

## 6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

契約者に対して通所介護サービス（大規模型事業所）を提供します。

### （1）介護保険の給付対象となるサービス

下記のサービスについては、利用料金の大部分が介護保険から給付されます（介護保険負担割合によって変わります）。

#### 【サービスの概要】

サービスの種類	概要
送迎	契約者に対して通常の実施地域での送迎を行います。 (通常の実施地域外の方は1km30円を徴収します。)
食事	栄養士の献立により、栄養並びに契約者の身体の状況及び嗜好を配慮した食事を提供します。 契約者の自立支援のため離床し、食堂において食事をしていただくことを原則とします。
若年性認知症ケア (通所介護)	若年性認知症の契約者に対し、特性やニーズに応じたサービスの提供を行います。
入浴	自力入浴が困難な契約者も、特殊浴槽を使用して入浴することが出来ます。
排泄	契約者の排泄介助を行います。
健康管理	看護職員や介護職員が、健康管理を行います。

#### 《サービスの利用料金（1日あたり）》

要介護度別・介護保険負担割合別の自己負担金額に、各種加算金額を足したものが1ヶ月あたりのご利用料金になります。

## デイサービス「書写ひまわりホーム」利用料金

### ① 総合事業通所介護（1ヶ月あたり（1割負担の場合））

	利用頻度	月額	運動器機能 向上加算	送迎減算 (片道)	小計
要支援1	週1回	1823円	廃止	-47円	1,823円
要支援2		1823円			1,823円
	週2回	3671円			3,671円

+

処遇改善  
加算 I  
(利用単位数  
×9.2%)

\* ご利用回数に関係なく月額です（別途、食費として1日700円を頂きます）。

\* 入浴料金は含まれています。入浴されなくても料金は変わりません。

### ② 通所介護（1日あたり（1割負担で8時間以上9時間未満ご利用の場合））

	介護保険 負担分	提供体 制強化 加算 I	個別機能 訓練加算 I (イ)	中重度 者ケア 体制	食費	入浴 介助 加算 I	小計
要介護1	631円	22円	56円	46円	昼食 600円	40円	1,455円
					・おやつ 100円		1,495円
要介護2	747円	22円	56円	46円	昼食 600円	40円	1,571円
					・おやつ 100円		1,611円
要介護3	863円	22円	56円	46円	昼食 600円	40円	1,687円
					・おやつ 100円		1,727円
要介護4	983円	22円	56円	46円	昼食 600円	40円	1,807円
					・おやつ 100円		1,847円
要介護5	1,101円	22円	56円	46円	昼食 600円	40円	1,925円
					・おやつ 100円		1,965円

+

処遇改善  
加算 I  
(利用単位数  
×9.2%)

\* 認知症加算（日常生活自立度Ⅲ、ⅣまたはMに該当する方に対して60単位61円）を算定します。

## (2) 介護保険の給付対象とならないサービス

下記のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

### 【サービス概要と利用料金及び自己負担額】

サービス	サービス内容	自己負担額
送迎	通常の実施地域以外にお住まいの方でも送迎によるサービスを行います。	1 km 30円
レクリエーション クラブ活動	契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。	要した費用の 実費
日常生活	日常生活用品の購入代金等、契約者の日常生活に要する費用で、契約者にご負担いただくことが適当であるもの。	要した費用の 実費

### ※ 複写物の交付

契約者はサービス提供についての記録その他の複写物を必要とする場合には実費相当分をご負担いただきます（1枚につき10円）。

## (3) 利用料金の支払方法

利用料金は口座振替をご利用ください。月末締め、翌27日に登録口座からの引き落としです（例：4月分→5月27日振替）。振替依頼手続きが完了するまで、あるいは口座振替を利用されない場合は翌20日までに指定口座へお振込みいただきます。その際、振込手数料はご負担下さい。

## (4) 利用の中止、変更、追加

- ① 利用予定日の前に、契約者の都合によりサービス利用を中止、又は変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、事業者へ申し出てください。

- ② 利用予定日の2日前までに申し出がなく、前日もしくは当日になって利用中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、契約者の体調不良等、正当な理由がある場合には、この限りではございません。

利用予定日の2日前までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日に申し出があった場合	当日の利用料金の50%
利用予定日の前日に申し出がなかった場合	当日の利用料金の全額

#### (5) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合には、契約者の希望により下記の協力医療機関において診療を受けることができます（優先的な診療ができるものではありません。また下記の医療機関での診療を義務づけるものでもありません）。

協力医療機関名	医療法人社団 綱島会 厚生病院
所在地	姫路市御立西4丁目1番25号

#### 7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約期間満了の7日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には契約は更に6ヶ月間（要介護認定期間）同じ条件で更新され、以後も同様になります。契約期間中は下記のような事項に該当するに至った場合には、当事業者との契約は終了します。

- ① 契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定により契約者の心身の状況が自立、又は要支援と判断された場合
- ③ 事業者が解散、破産等やむを得ない事由により当施設を閉鎖した場合。
- ④ 事業所の崩壊や重大な損傷により、サービス提供が不可能になった場合
- ⑤ 事業者が介護保険認定の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
- ⑥ 契約者から解約、または契約解除の申し出があった場合（以下参照）

⑦ 事業者から解約、または契約解除の申し出があった場合（以下参照）

#### (1) 契約者からの解約・契約解除の申し出

契約中、有効期間であっても、契約者から利用契約の全部、または一部を解約することができます。その場合には契約終了を希望する7日前までに解約届をご提出ください。ただし、下記の場合には即時に契約を解約することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 事業所の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ 契約者が入院された場合
- ④ 事業者もしくは従業員が、正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくは従業員が、守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくは従業員が、故意または過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つける、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応をとらない場合

※ 契約を解除する場合は、解約料は徴収しません

#### (2) 事業者から契約解除の申し出

下記の事項に該当する場合には本契約の全部、または一部を解除させていただきます。

- ① 契約者（その家族、身元引受人等も含む）が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または嘘の報告を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情が発生した場合
- ② 契約者によるサービス利用料金の支払が3ヶ月以上延滞し、たびたびの催促

にもかかわらずこれが支払われない場合

- ③ 契約者（その家族、身元引受人等も含む）が故意、または重大な過失により事業者または従業者、もしくは他の利用者等の身体・財物・信用等を傷つけ、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 契約者が他の利用者や従業者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼす恐れがある場合、また契約者が重大な自傷行為（自殺にいたるおそれがあるような場合）を繰り返す等、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合

### （3）契約の一部が解約または解除された場合

本契約の一部が解約または解除された場合には、当該サービスにかかわる条項はその効力を失います。

### （4）契約終了に伴う援助

契約が終了する場合には事業者は契約者の心身の状況、置かれている環境等をいろいろと考え合わせ、必要な援助を行うように努めます。

## 8. サービス提供における事業者の義務

### （1）秘密の保持

- ① 介護保険法等の規定に基づき、「正当な理由なく、その業務上知り得た契約者、またはその家族の秘密を漏らしてはならない。」ということを徹底します。しかし、医療上の必要がある場合には、医療機関等に契約者の心身等の情報を提供します。
- ② 退職した職員にも上記の義務は継続します。

### （2）記録の保管

契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管し本人及び家族の方に限り、記録を閲覧することができます。

### （3）拘束の禁止

契約者に対して、身体拘束及びその他行動を抑制する行為を行いません。た

だし、契約者または、他の利用者等の生命、または身体を保護するためやむを得ず行う場合は、その様子、時間、心身状況、やむを得ない理由を記録し、適切な手続きをし、今後の対応を家族の方と話し合い解決します。

#### (4) 非常災害時の対策

非常時の対応	利用者全員の安否を確認し、随時建物の外の指定した場所へ避難誘導を行います。	
防災訓練	年2回の避難訓練を実施します。	
防火設備	スプリンクラー	非常通報装置
	自動火災報知機	漏電火災報知機
	誘導灯	ガス漏れ報知機
	カーテンは防災性能のあるものを使用	

#### (5) 契約者の健康管理

契約者の生命、身体の安全に配慮し、体調、健康状態からみて必要な場合は医師、または看護職員との連携の上、契約者から聴取、確認を行います。

また、サービス提供時において契約者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には速やかに主治医、または、あらかじめ定めた協力医療機関や家族への連絡を行う等の必要な処置を行います。

### 9. サービスの利用に関する留意事項

#### (1) 施設・設備の使用上の注意事項

- ① 共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
- ② 故意に施設、設備を壊したり、汚したりした場合には契約者による自己負担により現状に復していただくか、または相当の代価をお支払いいただく場合があります。

- ③ 従業者や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできません。

## (2) 喫煙

施設内、禁煙にご協力お願いいたします。

## 10. 損害賠償について

- (1) 事業所において、事業者の責任により契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。  
ただしその損害の発生について、契約者に故意、または、過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況をよく考え、相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。
- (2) 事業者は自己の責に帰すべき事由がない限り、賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合、事業者は損害賠償責任を免れます。
  - (ア) 契約者（その家族、身元引受人等も含む）が、契約締結時にその心身の状況および病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または嘘の報告を行ったことで損害が発生した場合
  - (イ) 契約者（その家族、身元引受人等も含む）が、サービス実施に当たって必要な事項に関する聞き取り・確認に対して故意にこれを告げず、または嘘の報告を行ったことで損害が発生した場合
  - (ウ) 契約者の急激な体調の変化等、事業所の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
  - (エ) 契約者が、事業所もしくは従業者の指示等に反して行ったことで損害が発生した場合

※当事業所は損害賠償保険に加入しています。

## 11. 苦情処理について

事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付担当者 (電話) 079-267-8503

(受付時間) 9:00~17:00 (月~金)

[氏名] 管理者 船津 百合子

第三者委員

[氏名] 山羽 小百合 (電話) 090-7556-1266

[氏名] 栗賀 敏光 (電話) 090-3613-5309

- 苦情解決責任者 (電話) 079-267-8501

[氏名] 田藤 仁志 [職名] 施設長

なお、苦情の受付窓口は受付担当者となります。また、第三者委員も直接苦情を受け付ける事ができます。さらに第三者委員は、苦情解決を円滑に図るため双方への助言や話し合いへの立ち会い等もいたします。

苦情解決責任者は、苦情の申し出をされた方と話し合いによって円滑な解決に努めます。

### 『行政機関その他苦情受付機関』

○国民健康保険団体連合会	所在地 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号 TEL (078) 332-5617 FAX (078) 332-5650 受付時間 8:45~17:15 (月~金)
○市・区役所 介護保険担当課	所在地 姫路市安田4丁目1番地 TEL (079) 221-2923 FAX (079) 221-2925 受付時間 8:35~17:20 (月~金)

通所介護の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項説明書の説明を行いました。

日 付	令和 年 月 日		
時 間		場 所	

《説明者》

所 属	老人デイサービスセンター 書写ひまわりホーム		
説明者職名		氏 名	印

《事業者》

事 業 者 名	社会福祉法人 よい子の広場福祉会		
住 所	兵庫県 姫路市 書写 634番地198		
代 表 者 名	理 事 長	田 靡 仁 志	印

私達は、本書面に基づいて事業所から重要事項説明書の説明を受け、通所介護の提供開始に同意しました。

《契約者》

住 所	〒		
氏 名			印
連 絡 先			

私は契約者が事業所から重要事項の説明を受け、通所介護の提供開始に同意したことを確信しましたので、私が契約者に代わって署名を代行いたします。

《署名代行者》

住 所	〒		
氏 名	印		
契約者との関係		連 絡 先	

《立会人》

住 所	〒		
氏 名	印		
契約者との関係		連 絡 先	

《請求先》

- ・契約者ご本人様      ・身元引受人様
- ・その他

住 所	〒		
氏 名			
契約者との関係		連 絡 先	